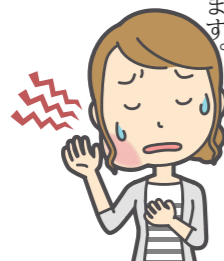


全身の健康状態が悪化
歯周病は、糖尿病、早産・低出生体重児、肥満、血管の動脈硬化(心筋梗塞・脳梗塞)などと深い関わりを持ち、歯の健康をいつまでも保つことは、からだ全体の健康を守ることにともつながります。

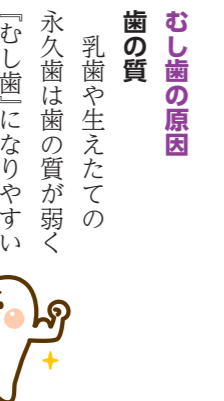


歯周病とは
歯周病は、歯肉や歯を支えている骨などの組織におこる病気です。歯と歯肉の境目に歯垢(プラーク)や歯石がたまり、その中にいる歯周病菌が歯肉に炎症を引き起こし、そこにさまざまな要因が加わると歯肉の出血や腫れが続ぎ、歯を支える土台まで破壊され、歯がぐらぐらして痛くてかめなくなり、ついには歯が抜けてしまいます。

健康な歯をいつまでも
6月4日から10日は「歯と口の健康週間」です。この機会に自分の歯の健康管理を見直し、むし歯や歯周病の予防に努めましょう。
歯を失う原因のほとんどが歯周病とむし歯です。歯の喪失はしゃく以外にもさまざまな影響を及ぼします。

むし歯の原因
乳歯や生えだての永久歯は歯の質が弱く「むし歯」になりやすいです。

むし歯菌
主なむし歯菌はミュータンス菌で、プラーク(歯垢)を作り、糖分を分解して歯を溶かす酸を作ります。



子どものむし歯が全国ワースト上位
熊本県では全国的に見て子どものむし歯保有率が非常に高く、特に1歳半、3歳児では長年ワースト上位の状態が続いており、依然として全国平均を上回っています。むし歯菌は、生まれたばかりの赤ちゃんにはいませんが、日々子どもに接する家族などからむし歯の原因となる細菌が広がります。

子どもの歯や健康を守るため、家族みんなで定期的に歯科健診を受け、口の中を清潔に保つことが大切です。

糖分
特に砂糖が含まれる食べ物や飲み物が原因です。



■フッ化物洗口(ばいばいぐわい)
町内の幼稚園・認定こども園・保育園の年長児は週5回法で行い、小中学校は週1回法で連携して実施しています。
※希望する家庭のみ実施

■妊婦歯科健診
町に妊娠の届け出をした妊婦を対象に、委託医療機関で妊娠中に1回、妊婦歯科健診を実施しています。受診票は、妊娠の届け出の際に対象者へ配布しています。

■歯科健診およびフッ化物塗布
幼児の健診時(1歳6カ月・3歳児)に歯科健診を実施しています。
なお、希望するご家庭にはフッ化物塗布(1歳6カ月・3歳児)を実施しています。



歯科健診について詳しくはこちら▼

■歯周病検診
指定医療機関で歯周病検診を実施しています。対象者(今年度20歳・30歳・40歳・50歳・60歳・70歳)には個別通知を4月に送付しています。公費で受けられるのは10年に1度となりますので、この機会にぜひ受診してください。



妊婦歯科健診について詳しくはこちら▼



令和8年度町県民税と国民健康保険税の納税通知書と納付書を6月中旬に発送します。納税通知書と納付書が届いたら、期限内の納付をお願いします。

町県民税は1月1日現在の住所地から課税されます
1月2日以降に町へ転入した人は、1月1日に住んでいた市区町村から納税通知書と納付書が届きます。会社などに勤めている人で、町県民税が給与から天引きされている人は、会社から通知書が渡されます。

国民健康保険税の納付書をご確認ください

年間保険料額を6月から令和9年1月までの8期に分けた納税通知書を、6月中旬に発送します。年金から保険料が天引きされている人は、10月以降の決定金額を記載した通知を発送します。納税通知書にはその世帯の国民健康保険加入者の氏名を記載しています。勤務先の社会保険などに加入している人の氏名が記載されている場合は、国民健康保険からの脱退の届出をしていない可能性があります。必ず確認をお願いします。年間の税額決定後に同じ世帯の国民健康保険の加入者に異動(社会保険への加入や転出など)があった場合は、変更後の納付書を後日送付します。

国民健康保険税の制度が改正されました

その1
●子ども・子育て支援金制度がスタートします
少子化対策や子育て支援策の財源を確保するため、4月から段階的に導入されている新しい制度です。公的医療保険(健康保険)に上乗せされ、社会全体で子育てを応援します。

所得割	均等割	18歳以上均等割
被保険者の(令和7年中の所得-43万)×0.27%	被保険者一人当たり1,400円	被保険者一人当たり100円

※18歳未満の人には賦課されません。

その2
●保険料の負担軽減対象者の範囲が拡大します
国の定める所得基準を下回る世帯には、均等割額*1と平等割額*2を軽減する制度があります。軽減については、町で判定しますので、申請などは不要です。
※1均等割額……被保険者一人一人にかかる金額 ※2平等割額……1世帯ごとにかかる金額
令和8年度も5割軽減と2割軽減の所得基準が見直され、軽減の対象となる人の範囲が拡大します。

注意事項
所得の申告がない場合は軽減対象となりません。令和7年分の申告をお忘れの人は、住民税申告を役場税務課で行ってください。所得税が課税される場合は、菊池税務署で所得税申告をお願いします。

保険料軽減基準額

区分	判定の基準となる世帯主と被保険者の前年所得合計額	
	令和8年度(見直し後)	令和7年度
7割	変更なし	43万円+10万円×(給与所得者などの数-1)以下の世帯
5割	43万円+(31万円×被保険者数)+10万円×(給与所得者などの数-1)以下の世帯	43万円+(30.5万円×被保険者数)+10万円×(給与所得者などの数-1)以下の世帯
2割	43万円+(57万円×被保険者数)+10万円×(給与所得者などの数-1)以下の世帯	43万円+(56万円×被保険者数)+10万円×(給与所得者などの数-1)以下の世帯

その3
●国民健康保険税の課税限度額を変更します
国民健康保険制度と事業の円滑な運用を行うため、令和8年度の国民健康保険税から課税限度額を引き上げます。

保険区分	令和8年度	令和7年度	変更額
医療保険分	67万円	66万円	+1万円
後期高齢支援金分	26万円	26万円	変更なし
介護納付金分	17万円	17万円	変更なし
子ども・子育て支援金分	3万円		

※課税限度額とは…税金を計算する際の「上限」のことです。国民健康保険税などでは1世帯当たりの「これ以上の金額は課税しません」というラインが決められています。